

兵庫県公報

平成19年11月26日 号 外

発 行 人

兵 庫 県

神戸市中央区下山手通

5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

監査委員公告

○住民監査請求に係る監査の結果	ページ	1
-----------------	-----	---

監 査 委 員 公 告

住民監査請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を平成19年11月26日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

平成19年11月26日

兵庫県監査委員

天 宅 陸 行
久 保 敏 彦

第1 監査の請求**1 請求の受付**

平成19年9月27日、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、別記の5人から提出された。

2 請求の概要

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面に基づき、本件措置請求の要旨を、おおむね次のとおりと解した。

(1) 請求の要旨**ア 請求理由**

今年（平成19年）6月、大阪府議会の政務調査費に関し、個別外部監査人から、3億4千万円余の目的外支出の返還を求められる事例があった。

大阪府の個別外部監査人は、タクシー代、高速代及び駐車場代支出の監査の判断基準として、寝屋川市の事例で出た判決を参考にし、「日常の交通費を計上し、当該支出と個別の政務調査目的との関連が具体的に認定されず、日常の議員活動と区別のつかないものは、本来公共交通機関を利用すべきであること、管外調査旅費は別途個別に認められていること、タクシーの利用はやむを得ない場合のみ認められるべきであること、ガソリン代は別途認められていること、議会活動の際には別途費用弁償が認められていること等から、精算を要しない費用としては、1ヶ月1万円、年間で12万円を限度として認める。」としている。

したがって、2006年度（平成18年度）における兵庫県議会の政務調査費の支出においても、(2)アのとおり、19人の議員が、年間の合計額が12万円を超えるタクシー代、高速代（有料道路通行料を含む。）及び駐車場代（以下これらを「タクシー代等」という。）の支出をしているが、その1人年間12万円を超える額2,975,722円が、先ほどと同様の理由で、違法・不当な支出額である。

本来ならば、知事がこれらの支出について、議員に返還を求めなければならないが、それを怠っている状況がある。

イ 求める措置の内容

知事の責任において、違法・不当な支出である年間12万円を超えるタクシー代等の支出を行った議員から、当該12万円を超える部分である2,975,722円と利息を県に返還させるよう勧告することを求める。

(2) 事実を証する書面

本件措置請求の要旨に係る事実を証する書面として、次の文書が提出された。

ア 2006年度住民監査請求対象一覧表（議員別にタクシー代等の内訳とその合計額及び返還請求額を一覧表にしたもの）

イ 本件措置請求に係る平成18年度政務調査費収支報告書（上記(1)の請求の要旨に該当する部分）

ウ 大阪府個別外部監査結果報告書の写し（一部分を抜粋したもの）

3 監査執行上の辞退

議会選出の監査委員小田毅及び監査委員北川泰寿から、本件措置請求の監査の執行を辞退する旨の申出があり、両委員は、監査を執行していない。

4 請求の受理

本件措置請求について、自治法第242条に規定する所定の要件を具備していると認め、平成19年9月27日（請求書提出日）付けで受理した。

第2 証拠の提出及び陳述**1 請求人の陳述**

請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたが（自治法第242条第6項）、出席されなかった。

2 議会事務局の陳述の要旨

平成19年10月12日、議会事務局の陳述を実施したところ（自治法第242条第7項）、おおむね次のとおり陳述があった。

(1) 政務調査費制度について

本県の政務調査費制度は、法律及び条例に基づく制度として整備されたものであり、議員の調査活動基盤を充実させ、その審議能力を強化させるという目的に沿って機能しており、本県議会の議員及び会派（以下「議員等」という。）の政務調査活動にとって必要不可欠な制度となっている。

本県の政務調査費の使途基準は、自治法の定めるところにより条例によって制定されたものである。すなわち、自治法は、政務調査費を交付するか否かを含めてそれぞれの地方公共団体の判断に委ねており、政務調査費を交付する場合には、政務調査費の交付金額、交付方法はもとより交付対象、要するに使途についても、各地方公共団体の自己決定権に基づき条例で決定することとされている。各地方公共団体は、その議会を構成する議員の政務調査の活動基盤の充実強化を図る観点から、それぞれの地方公共団体の状況に応じてこれらを条例により決定するものであって、当然のことながら、その際、すべての地方議会を通じて同一の基準によることを求められているわけではない。

(2) 本件措置請求について

請求人は、政務調査費について、他府県の個別外部監査人の判断基準をもって、本県の当該政務調査費の支出が違法・不当であるようなおよそ正当とはいえない主張を行っており、その主張は失当と言わなければならない。

請求人が対象とする経費は、兵庫県政務調査費の交付に関する規程（平成13年議会告示第4号。以下「交付規程」という。）の別表第1及び別表第2の項目においては、主に調査研究費の交通費に該当するものである。これらの経費に係る使途基準については、平成18年3月23日に改訂した政務調査費の手引（以下「手引」という。）において、基本的な運用指針として、「実費支出の原則」と「按分による支出」を掲げており、また、タクシー代等の交通費については、1月1万円、年間12万円を限度とするといった基準は定められていない。

したがって、議員の政務調査活動に要した経費として、タクシー代等は、それぞれその所要額を計上することが認められているところである。

請求人は、タクシー代等の交通費の支出に係る判断基準として、大阪府議会の政務調査費に係る外部監査の判断基準を引用し、これらの経費の限度額は、1人当たり年間12万円であり、これを超える額は違法・不当な支出としているが、大阪府の個別外部監査人の判断基準をもって、本県の政務調査費の支出が違法・不当であるときめつけることは妥当とはいえない。

本県と大阪府とでは、明らかに相互の地域における諸事情は異なっており、それぞれの地域の議員の日常の交通手段や交通費等も当然異なるものであるが、これらの状況を一切無視し、大阪府の個別外部監査人の判断基準がすべての地方議会を通じて唯一の正しい基準であるかのような請求人の主張は、到底容認できるものではない。

ちなみに、大阪府の個別外部監査人の判断基準としてよりどころとしている寝屋川市議会議員団の政務調査費に係る平成18年7月19日の大阪地方裁判所の判決（以下「大阪地裁判決」という。）は、自宅を調査研究活動を行うための事務所として使用する場合における当該事務所の維持管理に要する費用として、議員1人当たり月額1万円、年額12万円を計上したことについて、社会通念上考えられる金額を上回るものではないと判断されたものである。

以上のとおり、請求人の主張は、何の根拠もないものであり、このような請求は、不適切かつ失当であるといわざるを得ない。

第3 監査の対象

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面に基づき、19人の議員及び1つの会派に係る平成18年度政務調査費の調査研究費のうち、タクシー代等の支出の合計5,255,722円に充当された政務調査費を監査の対象事項とした。

第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求については、理由のないものと判断する。

以下、請求書、請求書に添付された事実を証する書面、議会事務局の陳述及び平成19年10月24日に議会事務局に対して実施した実地調査により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

1 認定した事実

(1) 本県の政務調査費の使途基準等の規定状況について

本県においては、政務調査費の交付に関する、自治法第100条第13項の規定に基づき、兵庫県政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第30号。以下「交付条例」という。）を定め、交付条例で、交付の対象、額及び交付の方法を定めるとともに、交付を受けた政務調査費の使途については、議長が別に定める使途基準に基づく経費に充てなければならないと規定している（交付条例第8条）。これに基づき、議長は、交付規程を定め、議員等ごとに使途項目及びその内容を示した使途基準を規定している（交付規程第5条、別表第1及び別表第2）。

また、議長により、交付条例及び交付規程に規定する政務調査費に係る交付等の一連の手続を具体的に進める際のマニュアルとして、手引が定められ、各会派及び各議員に示されている。手引においては、政務調査費の交付に係る詳細な手続のほか、交付規程別表第1及び別表第2で定められた使途基準の詳細として、経費の計上に当たっての留意事項を定めるとともに、使途基準の運用指針を定め、基本的な事項として、①実費支出の原則及び②政務調査活動とそれ以外の活動とに明確に区分することが困難な場合の按分による支出を挙げており、さらに、政務調査費を充当する支出に適しない経費として政党活動、選挙活動、後援会活動、私的活動等の経費の具体例等を示している。

(2) 本件措置請求に関する政務調査費の使途基準について

タクシーデ等の経費に関しては、使途基準では、調査研究費（議員等が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費）のうちの交通費に該当するものである（交付規程別表第1及び別表第2）。そして、交通費に関しては、手引では、県内・外調査、海外調査及び登庁調査に係る経費とともに、自動車リース料、レンタル料、ガソリン代、有料道路料金、調査先における駐車料金等が経費の例示として明示されているし、タクシーデについては、鉄道運賃、バス代等と同様に、手引の「具体的な経費の例示」には掲げられていないが、従来から交通手段そのものの費用として、交通費に含まれると解して運用されており、このことが使途基準に反するものとは認められない。

また、手引では、本件措置請求に係るタクシーデ等は、いずれも実費を支出できることとされており、年間12万円を限度とするなど支出する金額の合計額について上限を定めたものはない。

(3) 政務調査費の交付に関する手続等について

本件措置請求で対象とされた議員19人及び1会派が、タクシーデ等については、それぞれの収支報告書によれば、調査研究費として、政務調査費を充当している。当該タクシーデ等の支出の合計5,255,722円を含む政務調査費については、議長に対して収支報告書が提出され、それぞれの収支報告書の内容が手引等に沿って記載されているか等の確認が行われた後、議長による決裁が行われ、当該収支報告書の写しを知事に送付し、収支報告書に記載された金額が適正であるか等の検査を経た上、その金額が確定されている等、交付条例、交付規程等の規定に基づき適正に行われていた。

2 判断

(1) 政務調査費の規律の個別性について

自治法は、政務調査費の内容について「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として」と定め、具体的には、各地方公共団体がそれぞれの地方公共団体の実情、各議会の状況等を勘案して調査活動を決定することができるよう、政務調査費を交付する場合には、条例で、交付の対象、額及び交付の方法について定めることとしている（自治法第100条第13項）。

そして、使途基準の定めについては、各地方公共団体の議会を代表する議長に委ねることも許されており、これは、議会・議員は、知事等の執行機関から独立して活動し、執行機関の干渉を受けることなく、県民の意思を条例の制定や予算の議決等を通じて県政に反映させていく責務を負っており、政務調査費はそのため、それぞれの議会・議員の自主的な活動に使用するものであることからとされている（千葉地方裁判所平成2年12月21日判決ほか）。

これらのことから、自治法の制度の趣旨は、政務調査費の使途の内容については、それぞれの地方公

共団体の実情、各議会の状況等を勘案して、個々に決定するものであると認められる。

したがって、大阪府の個別外部監査人の政務調査費に関する判断基準が、本県の使途基準に直ちに当てはまるとは解することはできない。

(2) 本県の使途基準等について

ア 本県の政務調査費の使途基準（手引を含む。以下同じ。）については、交付条例により、議長が定めることとされている。また、その具体的な経費への充当及び精算についても、第一に、議員等の自主的な政務調査活動に要する経費として、議員等の自律的な判断のもと、実際に要した額を議長に報告するとともに、第二に、議員等からの報告を受けた議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、必要と認める場合には所要の調査を行うこととされている。

政務調査費の規律に関しては、上記(1)のとおり、使途基準の定めを議長に委ねることができること、政務調査費は議会・議員の自主的な活動に使用されるものであること、そして、その支出に関しても、収入及び支出の報告書を議長に提出する旨定められていること（自治法第100条第14項）、議員等から提出された收支報告書の内容については、議長がチェックする仕組みが標準的とされていること（全国都道府県議会議長会策定の政務調査費の交付条例（例）第11条）等から明らかなどおり、議会の自律的・自主的判断を尊重して運用されるものとされており、本県の交付条例及び使途基準は、この規律の範囲内で定められ、運用されているものと認められる。

イ そして、政務調査活動としてのタクシ一代等の支出に関して、本県の使途基準では、上記1(1)及び(2)のとおり、その金額について一律に上限を定めておらず、実費の支出としており、請求人の主張する一律に上限の金額を設定する趣旨があるとは解されない。

これは、議員の居住する地域が全県に及び、議員の居住地から県庁、市役所、役場等県内外を含めた調査地点までの距離や議員の交通事情等もそれぞれ異なること、議員等の調査活動の内容及び調査の際の方法も個々様々であることから、金額に上限を設けることとすると、かえって、実際に支出した交通費に政務調査費を充当できないこととなり、議員等の自主的な政務調査活動を制限することになる可能性があることから一律の上限が定められていないものと考えられ、実費支出を原則とする使途基準には、相当の理由があると解される。

また、上記のとおり、政務調査費に係るタクシ一代等は、個々の議員等の地域的な状況や調査活動の内容等により、当然その年間の総額は異なってくるものであるから、使途基準で示している「社会通念上許容される範囲」の趣旨が、請求人の主張する一律に上限の金額を設定するものであるとまで解することもできない。

ウ したがって、本件措置請求について、請求人が主張する大阪府の個別外部監査人の判断基準が認められる余地はない。

なお、付言すれば、請求人の主張及び事実を証する書面に引用されている大阪地裁判決は、事務所費に関して具体的な使途にかかるわらず定額で月額1万円、年間12万円を交付したことを適法として認容した事案であるとともに、当該金額を超えた場合は違法として上限を判示した事案でもないことから、実費によることとしている本県のタクシ一代等に係る使途基準での事案とは事案を異にするものである。

エ さらに、本件措置請求に係る議員19人及び1会派の政務調査費の支出、精算等の政務調査費の交付に関する手続については、上記1(3)のとおり、適正に行われていると認められる。

以上のとおり、知事の責任において、違法・不当な支出である年間12万円を超えるタクシ一代等の支出を行った議員から、当該12万円を超える部分等を県に返還させるよう勧告することを求める、とする本件措置請求には、理由がないものと判断する。

(別記)

住 所	氏 名
西宮市郷免町3番22号	四津谷 薫
西宮市上ヶ原七番町1番6-107号	折口 晴夫
西宮市甲陽園目神山町22番9号	森池 豊武
尼崎市建家町46番地	中村 正俊
尼崎市汐町6番地	梅澤 康弘